

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年 4月17日（金）

担当課：環境農政部 みどり公園課

件 名：大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部改正について	
提出理由：スポーツ施策の更なる推進に向け、大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部改正案を大和市環境審議会に諮問するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 ・現在、市内の都市公園には、スポーツなどの有料公園施設が複数あり、これらの公園では立体駐車場を含め、指定管理者制度の活用により、広く市民利用に供するとともに利便性の向上に努めているところである。 ・また、本市のスポーツ施策については、スポーツ基本法に基づき平成25年7月に策定したスポーツ推進計画の施策を確実に展開するため、地域における運動及びスポーツ活動拠点の確保など、施策の一層の充実を図っている。 ・このような中において「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」の改正が予定されており、今後は法人等の設立目的と施設の設置目的等が一致するなど、一定の条件を満たす場合には、公募によらない指定管理者の選定も可能となる。 ・今後、公園についてもスポーツ施策との連携を更に深めながら、より効果的な管理運営を図っていく必要がある。 2. 公園施設の管理運営の現状 ・スポーツ施設のある引地台公園、つきみ野1号公園、宮久保公園については、園内施設の一体性や利用者の利便性向上の観点から平成22年5月に公園施設のグループ化を行い、以降一括して指定管理を行っている。	・また、「大和市営自動車駐車場条例」により設置している引地台温水プール立体駐車場についても、引地台公園利用者へのサービス提供上、不可欠な施設であることから、一体管理を行っている。 ・大和ゆとりの森については、平成29年度末の完了を目指し、段階的な整備供用を進めており、本年7月1日には、大規模多目的スポーツ広場が加わるなど、スポーツ施設の充実に努めているところである。 ・スポーツ施設等のある3公園及び多胡記念公園については、平成27年度末で指定期間が満了となる。 3. 条例改正の考え方 ・本市のスポーツ施策をさらに充実させるためには、公園としてもスポーツ施設との一括指定管理を継続することで施設利用の効果を更に高めていく必要があり、今後の指定管理者の選定もスポーツ施設と同様に進めていくことが望ましい。 ・このため、改正後の「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」に基づき、「大和市都市公園条例」及び「大和市営自動車駐車場条例」の一部を改正し、スポーツ施設等のある都市公園の指定管理者の選定については、公募に捉われない手法も設けることで、本市として柔軟な対応が可能になる体制を整備する。
経 過 S45. 6 大和市都市公園条例制定 H 3. 4 大和市営自動車駐車場条例制定 H27. 4 大和市公の施設の管理運営に関する基本方針の一部改正	今後の予定 H27. 4～5 大和市環境審議会への諮問・答申 市民意見公募手続きの実施 H27. 6 議案上程 H27. 7 改正条例施行